

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20230123製局第1号
令和5年1月25日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和5年1月23日付け警察庁丙組組一発第14号、警察庁丙備企発第14号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和5年1月17日付け外務省告示第14号、令和5年1月23日付け外務省告示第28号及び令和5年1月17日付け国家公安委員会告示第1号並びに令和5年1月23日付け国家公安委員会告示第2号により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者が追加されるとともに、当該者に係る記載事項の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組一発第 14 号
警察庁丙備企発第 14 号
令和 5 年 1 月 23 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 163）

この度、別添のとおり、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 5 年 1 月 17 日付け外務省告示第 14 号）及び「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 5 年 1 月 23 日付け外務省告示第 28 号）並びに「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 5 年 1 月 17 日付け国家公安委員会告示第 1 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 5 年 1 月 23 日付け国家公安委員会告示第 2 号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者が追加されるとともに、当該者に係る記載事項の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象と件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対

○外務省告示第十四号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和四年外務省告示第二百

七号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第二百六

十七号に基づき設立された各理事会委員令和五年一月十六日に行つた決定

等に基き、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号

八百十九号1(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九

百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のよ

うに改正する。。

定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。二重傍線を付した規

定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。二重傍線を付した規

定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。二重傍線を付した規

定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。二重傍線を付した規

定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。二重傍線を付した規

定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。二重傍線を付した規

定(以下「対象規定」という。)は、これを加える。二重傍線を付した規

外務大臣 林 芳正

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～793. [略]</p> <p><u>794. ABDUL REHMAN MAKKI (original script : 不明)</u></p> <p><u>(a.k.a. : (a)Abdur Rehman Makki (b)Abdur Rahman Makki</u> <u>(c)Abdul Rahman Makki (d)Hafiz Abdul Rahman Makki</u> <u>(e)Hafiz Abdul Rehman Makki (f)Hafiz Abdul Rehman)</u></p> <p><u>称号 : 不明</u></p> <p><u>役職 : 不明</u></p> <p><u>生年月日 : 1954年12月10日</u></p> <p><u>出生地 : Bahawalpur, Punjab Province, Pakistan</u></p> <p><u>国籍 : パキスタン</u></p> <p><u>旅券番号 : (a)パキスタン旅券 CG9153881 (2007年11</u> <u>月2日に発行) (b)パキスタン旅券 A5199819</u></p> <p><u>I D 番号 : (a)Pakistan 6110111883885 (b)Pakistan</u> <u>34454009709</u></p> <p><u>住所 : Tayyiba Markaz, Muridke, Punjab Province,</u> <u>Pakistan</u></p> <p><u>国連制裁委員会による指定日 : 2023年1月16日</u></p> <p><u>その他の情報 : He is deputy Amir/Chief of LASHKAR-E-</u> <u>TAYYIBA (LET) (459. に指定した団体) a.k.a JAMAAT-</u> <u>UD-DAWA (JUD) and Head of Political Affairs Wing</u> <u>JUD/LET. He also served as head of LET' s foreign</u></p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～793. [同左]</p> <p>[新設]</p>

relations department and member of Shura (governing body). He is the brother-in-law of JUD/LET Chief Hafiz Muhammad Saeed (549. に指定した個人). Father's name is Hafiz Abdullah Bahwalpuri. Photo is available for inclusion in the INTERPOL-UN Security Council Special Notice. INTERPOL-UN Security Council Special Notice web link: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>.

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第二十八号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和五年外務省告示第十四号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第七号、第九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三号に基き設立された各理事会委員令和三年十二月二十九日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体のうち、令和五年外務省告示第十四号により加えられたものを次のように改正する。

令和五年一月二十三日

外務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改める。次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改める。

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～793. [略]</p> <p>794. <u>アブドウル・レフマン・マッキ (別名：(a)アブドウル・レフマン・マッキ (b)アブドウル・ラフマン・マッキ (c)アブドウル・ラフマン・マッキ (d)ハフィーズ・アブドウル・ラフマン・マッキ (e)ハフィーズ・アブドウル・レフマン・マッキ (f)ハフィーズ・アブドウル・レフマン)</u></p> <p><u>ABDUL REHMAN MAKKI (original script：不明)</u></p> <p>(a. k. a.：(a)Abdur Rehman Makki (b)Abdur Rahman Makki (c)Abdul Rahman Makki (d)Hafiz Abdul Rahman Makki (e)Hafiz Abdul Rehman Makki (f)Hafiz Abdul Rehman)</p> <p>称号：不明</p> <p>役職：不明</p> <p>生年月日：1954年12月10日</p> <p>出生地：Bahawalpur, Punjab Province, Pakistan</p> <p>国籍：パキスタン</p> <p>旅券番号：(a)パキスタン旅券 CG9153881 (2007年11月2日に発行) (b)パキスタン旅券 A5199819</p> <p><u>I D 番号：(a)パキスタン国民 I D 番号 6110111883885 (b)パキスタン国民 I D 番号 34454009709</u></p> <p>住所：Tayyiba Markaz, Muridke, Punjab Province,</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～793. [同左]</p> <p>794.</p> <p><u>ABDUL REHMAN MAKKI (original script：不明)</u></p> <p>(a. k. a.：(a)Abdur Rehman Makki (b)Abdur Rahman Makki (c)Abdul Rahman Makki (d)Hafiz Abdul Rahman Makki (e)Hafiz Abdul Rehman Makki (f)Hafiz Abdul Rehman)</p> <p>称号：不明</p> <p>役職：不明</p> <p>生年月日：1954年12月10日</p> <p>出生地：Bahawalpur, Punjab Province, Pakistan</p> <p>国籍：パキスタン</p> <p>旅券番号：(a)パキスタン旅券 CG9153881 (2007年11月2日に発行) (b)パキスタン旅券 A5199819</p> <p><u>I D 番号：(a)Pakistan 6110111883885 (b)Pakistan 34454009709</u></p> <p>住所：Tayyiba Markaz, Muridke, Punjab Province,</p>

Pakistan

国連制裁委員会による指定日：2023年1月16日

その他の情報：ラシュカレ・タイバ（LET）（459. に指定した団体）別名ジャマーアットウドウ・ダーワ（JUD）の deputy Amir/Chiefであり、JUD/LETの政治部門の長。LETの渉外部門の長でもあり、Shura（governing body）のメンバー。JUD/LETの長であるハフィーズ・ムハンマド・サイード（549. に指定した個人）の義理の兄弟。父親の名前は Hafiz Abdullah Bahwalpuri。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

Pakistan

国連制裁委員会による指定日：2023年1月16日

その他の情報：He is deputy Amir/Chief of LASHKAR-E-TAYYIBA (LET) (459. に指定した団体) a.k.a JAMAAT-UD-DAWA (JUD) and Head of Political Affairs Wing JUD/LET. He also served as head of LET's foreign relations department and member of Shura (governing body). He is the brother-in-law of JUD/LET Chief Hafiz Muhammad Saeed (549. に指定した個人). Father's name is Hafiz Abdullah Bahwalpuri. Photo is available for inclusion in the INTERPOL-UN Security Council Special Notice. INTERPOL-UN Security Council Special Notice web link：[https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals.](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals)

備考 表中の [] の記載及び全体に付した傍線は注記である。

○国家公安委員会告示第一号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月十七日

国家公安委員会委員長 谷 公一

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

氏名 ABDUL REHMAN MAKKI（original script：不明）

別名 (a)Abdur Rehman Makki (b)Abdur Rahman Makki (c)Abdul Rahman Makki (d)Hafiz Abdul Rahman Makki (e)Hafiz Abdul Rehman Makki (f)Hafiz Abdul Rehman

称号 不明

役職 不明

生年月日 1954年12月10日

出生地 Bahawalpur, Punjab Province, Pakistan

国籍 パキスタン

旅券番号 (a)パキスタン旅券 CG9153881 (2007年11月2日に発行) (b)パキスタン旅券
A5199819

住所 Tayyiba Markaz, Muridke, Punjab Province, Pakistan

名簿に記載された年月日 2023年1月16日

名簿記載者公告番号 QI - 305

その他参考となるべき事項 He is deputy Amir/Chief of LASHKAR-E-TAYYIBA (LET) (QE - 49) a.k.a JAMAAT-UD-DAW (JUD) and Head of Political Affairs Wing JUD/LET. He also served as head of LET's foreign relations department and member of Shura (governing body) . He is the brother-in-law of JUD/LET Chief Hafiz Muhammad Saeed (QI - 146) . Father's name is Hafiz Abdullah Bahwalpuri. Photo is available for inclusion in the INTERPOL-UN Security Council Special Notice. ID番号 : (a)Pakistan 6110111883885 (b)Pakistan 34454009709。INTERPOL-UN Security Council Special Notice web link: <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>.

○ 国家公安委員会告示第二号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年一月二十三日

国家公安委員会委員長 谷 公一

1 名簿記載者公告番号 QI - 305 (ABDUL REHMAN MAKKI)

(1) 変更前

氏名 ABDUL REHMAN MAKKI (original script : 不明)

別名 (a)Abdur Rehman Makki (b)Abdur Rahman Makki (c)Abdul Rahman Makki (d)Hafiz Abdul Rahman Makki (e)Hafiz Abdul Rehman Makki (f)Hafiz Abdul Rehman

その他参考となるべき事項 He is deputy Amir/Chief of LASHKAR-E-TAYYIBA (LET) (QE - 49) a.k.a JAMAAT-UD-DAWA (JUD) and Head of Political Affairs Wing JUD/LET. He also served as head of LET's foreign relations department and member of Shura (governing body) . He is the brother-in-law of JUD/LET Chief Hafiz Muhammad Saeed (QI - 146) . Father's name is Hafiz Abdullah Bahwalpuri. Photo is available for inclusion in the INTERPOL-UN Security Council Special Notice.ID 番号 :

(a)Pakistan 6110111883885 (b)Pakistan 34454009709。INTERPOL-UN Security Council Special Notice web link:<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>.

(2) 変更後

氏名 アブドウル・レフマン・マッキ (ABDUL REHMAN MAKKI (original script : 不明))

別名 (a)アブドウル・レフマン・マッキ (Abdur Rehman Makki) (b)アブドウル・ラフマン・マッキ (Abdur Rahman Makki) (c)アブドウル・ラフマン・マッキ (Abdul Rahman Makki) (d)ハフィーズ・アブドウル・ラフマン・マッキ (Hafiz Abdul Rahman Makki) (e)ハフィーズ・アブドウル・レフマン・マッキ (Hafiz Abdul Rehman Makki) (f)ハフィーズ・アブドウル・レフマン (Hafiz Abdul Rehman)

その他参考となるべき事項 ラシュカレ・タイバ (LET) (QE - 49) 別名ジャマーアットウドウ・ダーワ (JUD) の deputy Amir/Chief であり、JUD/LET の政治部門の長。LET の渉外部門の長でもあり、Shura (governing body) のメンバー。JUD/LET の長であるハフィーズ・ムハンマド・サイード (QI - 146) の義理の兄弟。父親の名前は Hafiz Abdullah Bahwalpuri。写真はインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。ID 番号 : (a)パキスタン国民 ID 番号 6110111883885 (b)パキスタン国民 ID 番号 34454009709。同人に対するインターポール (国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リン

ク : <https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>